

平成30年度 企業局の取組方針



遠藤公営企業管理者

今年の3月で東日本大震災から8年目を迎えました。宮城県震災復興計画においては、復興の総仕上げとなる発展期の初年度になります。

企業局としても、震災の教訓を踏まえ策定した「企業局新水道ビジョン」に基づき、水道施設の耐震化や緊急時のバックアップ体制の整備を着実に推進するとともに、ふるさと宮城の再生と発展のため、本県の創造的な復興の一翼を担ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

さて、企業局は水道用水供給事業、工業用水道事業の水道事業と地域整備の促進と県土の均衡ある発展を図る地域整備事業の3つの事業を経営しております。

このうち、水道用水供給事業及び工業用水道事業については、安全・安心な水を安定的に受水市町村及びユーザー企業に供給することが第一の使命であります。そのため、不測の事態にも対処できるよう適切な水質管理を継続するとともに、危機管理を徹底してまいります。漏水事故や油流入事故を可能な限り未然に防止するため、施設の強靱化を推進する一方で、万が一事故が発生した場合においては迅速に対応できるよう、防災訓練等を通じて平時から関係機関との緊密な連絡体制を構築し、万全の体制を整備してまいります。

また、給水収益が減少する一方で、更新需要が増大するなど、厳しい水道事業の経営環境においては、経営基盤の強化を図ることが求められています。そのため、公共性を担保した上で民の力を最大限活用する上工下水一体官民連携運営（みやぎ型管理運営方式）の実現を企業局の最重点施策として取り組んでまいります。本国会での水道法改正の審議状況によるところもありますが、今年度は詳細な事業条件を整理するほか、PFI法に基づく実施方針条例の制定や特定事業の選定及び事業者選定に向けた手続を進めてまいります。受水市町村やユーザー企業、そして県民の皆様のご理解が得られるよう、各種協議会やシンポジウム、HP等を通じて適切に情報発信を行うとともに丁寧な説明を行ってまいります。

地域整備事業については、仙台港の開港以来、常にその発展に深く関わってきた企業局として、商業施設や水族館などの進出により来訪者が増加している仙台港エリアの賑わいをより確実なものにするため、仙台港エリアの賑わいを創出する推進母体として昨年設立された官民連携組織である「仙台港周辺地域賑わい創出コンソーシアム」の会員や関連企業、他部局等との連携を深め、官民一体となって仙台港の賑わい創出に向けた取組を推進するほか、仙台港国際ビジネスサポートセンター（愛称：アクセル）の長期修繕計画の策定や入居促進を図ります。

結びに、地方公営企業の経営の基本原則であります企業としての経済性を発揮するとともにその本来の目的である公共の福祉を増進するため、「健全経営」、「安心・信頼の確保」、「安定供給」を目指した企業経営に誠心誠意取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

〈特集〉 第4回宮城県上工下水一体官民連携運営検討会の概要

開催日 平成30年3月22日 参加者201名

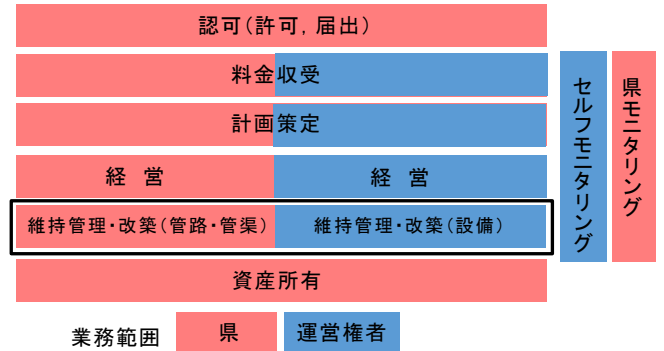
【概要】

会議では、第3回検討会で参加者からいただいたご意見を踏まえ、「県と運営権者の業務範囲」、「利用料金の考え方」、「モニタリング体制」、「リスク分担」、「事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置」などについて検討した結果を報告しました。

(1) 県と運営権者の業務範囲について

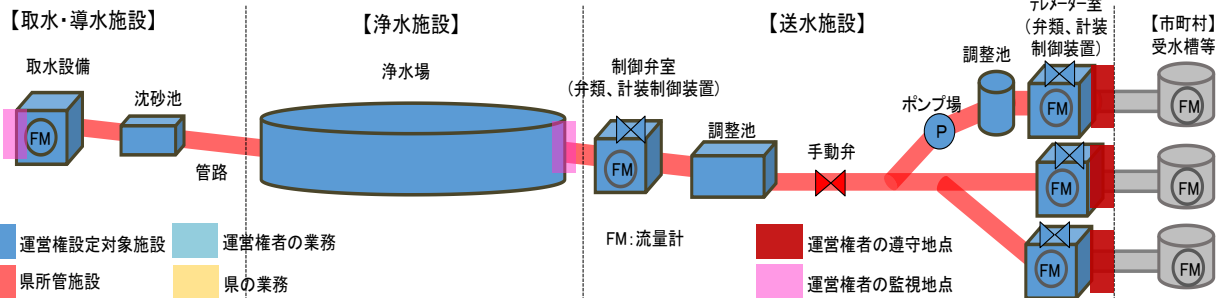
- ・ 管路本体は県、設備は運営権者という当初方針に基づき、業務範囲を精査。
- ・ 水道用水供給事業では、受水地点での水質遵守を求めるが、「運営権者の業務範囲において要求水準未達の事由がない場合には、運営権者の責は問わない」ことを明確化。
- ・ 流域下水道の設備の改築も、運営権者の業務範囲とする。

(参考) 県と運営権者の業務分担の考え方



第3者モニタリング

【水道用水供給事業】の県・運営権者業務範囲概念図



	制御	取水設備の制御 (必要水量の確保)	浄水設備の水処理制御 (適切な薬品注入)	送水設備(弁類、計装制御装置、ポンプ場等)の制御	受水地点の設備(弁類等)の制御	受水槽の制御
		監視(水質水量)	取水地点での取水水質監視 取水地点での取水量監視	浄水施設地点での処理水質監視 浄水施設地点での処理水量監視	送水施設地点での送水水質監視 送水施設地点での送水量監視 (異常流量での漏水監視、漏水範囲の特定)	受水地点での水質・水量監視、受水者との調整・対応
維持管理	水質管理	取水地点での検査	浄水施設地点での検査	送水施設地点での検査	受水地点での検査	受水槽地点以降の水質管理
	汚泥処理	沈砂等の処分	浄水発生土の処分			
保守点検	取水設備の保守点検	浄水設備の保守点検	送水設備(弁類、計装制御装置、ポンプ場等)の保守点検		受水槽の保守管理	
	(同右)	土木構造物、建築物(建築附帯設備を含む)の保守点検	管路(マンホール等及び手動弁含む)の保守点検			
修繕	取水設備の修繕	浄水設備の修繕	送水設備(弁類、計装制御装置、ポンプ場等)の修繕		受水槽の修繕	
	(同右)	土木構造物、建築物(建築附帯設備を含む)の修繕	管路(マンホール等及び手動弁含む)の修繕			
改築	取水設備の改築	浄水設備の改築	送水設備(弁類、計装制御装置、ポンプ場等)の改築		受水槽の改築	
	(同右)	建築附帯設備の改築 土木構造物、建築物(建築附帯設備以外)の改築	管路(マンホール等及び手動弁含む)の改築			
その他	ダム管理者調整、水利権管理					

(2) モニタリング体制について

- ・水質・水量等の要求水準のモニタリングに加え、運営権者は資産の健全度評価を定期的を実施し、県も随時、現場での立会いによる確認等を行う。
- ・経営審査委員会の役割を含めて、モニタリング全体の仕組みを整理。

【運営権者によるセルフモニタリング】	【県による事業モニタリング】
<p>① 業務モニタリング 要求水準の遵守状況を自ら点検し県に定期的に報告</p> <p>② 施設機能モニタリング 設備ごとに資産状態を確認するため健全度評価（アセットマネジメント指針の活用を想定）を年1回以上実施し県に報告</p> <p>③ 財務モニタリング 運営権者の経営状況、3事業全体及び9個別事業の財務状況等の確認</p>	<p>① 品質モニタリング 運営権者のセルフモニタリング結果の確認</p> <p>② 施設機能モニタリング 健全度評価結果に基づき、年1回以上現場での資産状態の確認を実施</p> <p>③ 財務モニタリング 運営権者の経営状況の確認と、必要な措置を実施</p>
<p style="text-align: center;">【経営審査委員会(仮称)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置付け：独立した第三者機関 ・設置目的：水道3事業の運営状況について、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、県及び運営権者に対して意見を述べる。 	

(3) リスク分担

- ・不可抗力事象による影響を、①施設に被害が発生する場合、②維持管理の範疇で対応可能な場合に区分し、リスク分担を明確化。
- ・法令等の変更により必要となる新たな設備投資は県の負担とし、経常経費の増加分は県と運営権者双方が負担。
- ・需要変動及び物価変動のリスクに対しては、一定範囲の変動までは双方が負担し、あらかじめ設定した一定レベルを超える変動が生じた場合は県が負担する。

項目	リスクの内容	リスク分担	
		民	県
性能・施設機能維持リスク	水量・水質条件の遵守、施設機能を維持する責任	原則負担	(民間帰責でない場合)
不可抗力リスク	被災した施設の復旧 異常な天然現象による被災 軽微な損害	負担	負担
		維持管理の範疇となる事象	原則負担
特定法令変更リスク	新たな設備投資		対応(負担)
	経常経費の増加	負担(次期料金改定で反映)	
需要変動リスク	通常範囲内の変動	負担(次期料金改定で反映)	
	工業用水道事業における著しい需要の変動		一定以上の増減は県が負担
物価変動リスク	通常範囲内の変動	負担(次期料金改定で反映)	
	著しい物価変動		臨機に料金按分率を変更することで負担
その他	運営権者の責に帰さないリスクによる重大な影響(原価割れ等)	協議 (運営権者の責に帰さない部分は、料金按分率見直し等を協議)	
			臨機に対象事業の料金按分率を変更することで負担

意見交換では、次のような御意見をいただきました。

- 事業の構成、内容、リスク分担等、基本的な考え方は整理された。
- 今後の実施方針、要求水準書や募集要項作成に当たっては、以下の点が重要。
 - ・民間事業者の力を最大限発揮してもらうために、リスクとリターンの枠組みなど、経済的条件をより明確化していただきたい。
 - ・性能発注による効率化のため民間事業者の責任と自由のバランスを図っていただきたい。
 - ・実施方針や募集要項の中で、県が何を重視するかというメッセージを発信していただきたい。
 - ・民間事業者が、事業の参加の可否を検討できるような情報を、可能な限り早期に開示していただきたい。
 - ・みやぎ型管理運営方式は、全国初の取組であり、他の自治体の手本・参考となるように進めていただきたい。

これらの意見を参考に検討を進め、年度内に実施方針の策定を行う予定です。
なお、会議資料、議事録等については、下記の HP で公開しておりますので御参照ください。

上工下水一体官民連携運営（みやぎ型管理運営方式）の構築に向けて

<http://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata>

企業局からのお知らせ

企業局では、水道事業やみやぎ型管理運営方式について広く県民の皆さんに知ってもらうため、

これからの「みやぎの水道」を考えよう！

を作成しました。

水道事業の解説や課題、将来に向けた取り組みなどを、わかりやすく知ることができますので、是非ご覧ください！

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/669305.pdf>

これからの
「みやぎの水道」
を考えよう！

～みやぎ型管理運営方式の構築に向けて～
(宮城県上工下水一体官民連携運営事業)

宮城県企業局



<編集後記>

本誌メビウスをご覧くださいありがとうございます。今年度企業局ではみやぎ型管理運営方式の検討のほか、平成31年度に予定している流域下水道事業の企業局移管に向けた準備などを進めてまいります。

本誌では、事業の紹介や、みやぎ型管理運営方式の検討状況に関する情報等を発信してまいりますので、ご意見等お寄せいただければ幸いです。

【第17号編集担当・お問い合わせ先】

公営事業課 総務班 石垣 貴信

電話:022-211-3413

E-mail: kigy@pref.miyagi.lg.jp

【企業局の情報はこちら】

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/16.html>

【メビウスのバックナンバーはこちら】

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/mebiusu.html>